

# 小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方

平成26年7月20日施行

## 1 趣旨

この基本的な考え方は、小金井市が実施するネーミングライツの付与について、その目的や手法等の基本的な考え方をまとめたものです。

各事業所管課において、この基本的な考え方を参考に、ネーミングライツの導入手続を進めるものとします。

## 2 ネーミングライツの付与の目的

ネーミングライツの付与は、市の財産を有効に活用し、新たな財源を確保することにより、当該施設等の持続可能な管理、運営を行い、これにより市民サービスの向上を図ることを目的とします。

## 3 ネーミングライツの付与の概要

- (1) ネーミングライツとは、小金井市の施設に企業名等を冠した愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいいます。
- (2) 施設に企業名等を冠した愛称を命名する権利に付帯する権利とは、看板やチラシ、電子媒体等を通して愛称を周知、広報をする権利や、当該施設に広告を掲出する権利などをいい、その内容は施設の性格などに応じて、それぞれの契約で定めます。
- (3) ネーミングライツの付与とは、ネーミングライツの付与を受ける者（以下「ネーミングライツ・パートナー」といいます。）との契約により、ネーミングライツを付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーからその対価等を得て、施設等の持続可能な管理、運営に資するための方法をいいます。
- (4) ネーミングライツの付与により、小金井市は命名された愛称を積極的に使用することとしますが、命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、小金井市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。

- (5) ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権などには影響を与えないものとします。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

#### 4 ネーミングライツの付与の対象

文化施設、スポーツ施設、貸館施設などの公共的な施設を対象とし、その設置や運営の目的、利用や参加の状況などを考慮し、企業名等を冠した愛称を付すことに支障のない施設を対象とします。また、原則として施設全体を対象としますが、施設の一部を対象とする場合もあります。

なお、市役所庁舎、学校、寄贈品の多い資料館等はネーミングライツの対象施設としてふさわしくないものと考えています。

#### 5 ネーミングライツの付与に関する愛称の範囲及び費用負担の区分

- (1) 施設に付す愛称は、企業名等を冠したもので、対象施設の設置目的にふさわしく、市民に親しみをもってもらえるものとし、以下に掲げる事項に該当する愛称は応募できないものとします。

ア 当該ネーミングライツの対象となる施設の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

エ 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告及び個人的宣伝にかかわるもの

オ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

カ 前各号に掲げるもののほか、公共的な施設の愛称として適当でないとして市長が認めるもの

- (2) ネーミングライツの付与に伴う費用負担の区分は、次のとおりとします。

ア ネーミングライツの付与に伴う対象施設に関する看板等の新設又

は変更については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。  
イ 契約期間の終了に伴う原状回復については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

- (3) 契約締結後に、小金井市が作成する印刷物等に係る名称の変更及び小金井市のホームページ上の表示の変更（契約終了後の回復を含む。）は、小金井市の負担とします。

## 6 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

- (1) ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募するものとし、市のホームページや市報「こがねい」等に掲載することにより行います。

- (2) ネーミングライツ・パートナーの募集に当たっては、募集の都度、要項を作成し公表するものとします。

なお、応募については、募集要項で様式を定め、原則としてその様式によるものとします。

- (3) 市は審査等の必要に応じ、応募者に応募内容の説明を求め、登記事項証明書や決算書類など、必要な書類の提出を求めることができるものとします。

なお、この旨を募集要項に明記するものとします。

- (4) 募集要項で定める様式には、おおむね次の事項が含まれるものとします。

ア 応募する団体の名称、代表者名及び所在地

イ 命名しようとする施設の名称

ウ 愛称案（英文表記がある場合はそれを含む。）及びその説明

エ ネーミングライツの付与の対価としての金額（年額）

オ ネーミングライツの付与の期間

カ その他案件に応じ必要な事項

## 7 ネーミングライツ・パートナーの応募

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。ただし、政治団体、宗教団体のほか、次の事項に該当す

る団体は、応募することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業を行う団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行う団体
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている団体（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされている団体（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 応募書類の提出時において、公租公課を滞納している団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、小金井市のネーミングライツ・パートナーとして市長が不相当と認める団体

## 8 ネーミングライツの付与の対価等

ネーミングライツの付与の対価等については、対象施設の利用状況やメディアなどへの露出状況などを勘案し、類似する施設や他市の例などを参考として、募集の都度、ネーミングライツ料の目安となる額（希望価格）を決定します。

## 9 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

- (1) ネーミングライツの付与に関する事項について審査するため、庁内に（仮称）小金井市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を設置し、優先交渉権者の決定等について審査・選定を行います。

なお、審査委員会の設置等については、導入施設ごとに定めます。

- (2) ネーミングライツ・パートナーの選定については、おおむね以下の視点で審査項目を定め、審査委員会において必要事項の審査を行うこととします。

## ア 応募団体

(ア) 応募資格が適正か

(イ) 応募団体等の経営は健全か

(ウ) 施設と応募団体との理念、事業内容等がマッチしているか等

## イ 愛称

(ア) 親しみやすいか、わかりやすいか、呼びやすいか

(イ) 施設の管理運営に支障が生じる恐れはないか等

## ウ ネーミングライツの付与の対価

応募金額は妥当か

## エ 導入期間

安定したネーミングライツ運用が図られる期間か等

## オ その他

## 10 ネーミングライツ・パートナーとの契約

- (1) ネーミングライツ・パートナーに応募のあった団体について、審査委員会において提案の総合的な判断を行い、適正なものであると判断する提案について順位を付し、最上位の順位者に優先交渉権を付与します。
- (2) 小金井市と優先交渉権を付与された者において契約内容の詳細について協議し、双方が合意に至った時点で契約を締結するものとします。
- (3) 小金井市が合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権を付与された者との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとします。また、以降この例により、順次、下位順位者と協議を開始できるものとします。
- (4) 契約期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから契約継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、審査委員会が行います。

## 11 契約の解除

- (1) ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難であると認められる場合には、小金井市において

契約を解除することができるものとします。

- (2) 前記(1)の規定により契約を解除する場合には、それに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

## 1 2 この基本的な考え方の実施

この基本的な考え方は、平成26年7月20日から施行するものとします。